

第 1 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開 催 年 月 日	令和5年4月11日(火)午後3時00分			
開 催 場 所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(12名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(0名)				
推進委員(6名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	
		18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(2名)	16番 井坂 正昭 推進委員	17番 山本 正義 推進委員		
職務のため出席した職員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提 案 議 案	第1号議案 農地利用最適化推進委員の辞任同意について 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第3号議案 非農地の現況証明について 第4号議案 農用地利用集積計画の決定について 第5号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について 第6号議案 地籍調査事業に伴う地目の変更について			
報 告 事 項	第1号 農業委員会事務局職員の任免について 第2号 水田の畑地変換届について 第3号 農地転用現況確認状況について 第4号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について 第5号 賃貸借の解約等の通知について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>岡本推進委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたのでただ今より、令和 5 年度第 1 回農業委員会の定例総会を開会します。</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。</p> <p>本日の先導役についてですが、日程表には議席番号 17 番の山本正義推進委員と記載していますが、山本さんは本日欠席でございますので、議席番号 18 番の岡本章推進委員をお願いします。よろしくお願い致します。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは総会の開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつを頂きます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数 12 人に対して、ただ今の出席委員は 12 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。では進行をお願いします。</p> <p>日程 2、「議事録の署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>無いと云う風に認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には 12 番の下田健一委員・1 番の山下和子委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願いを致します。なお会議書記に於きましては、事務局をお願いを致します。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p>	<p>長谷川会長 (議長)</p>	<p>次に日程 3 でございますが、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項 第 1 号「農業委員会事務局職員の任免について」を報告してください。</p> <p>会議書 2 頁、報告事項 第 1 号「農業委員会事務局職員の任免について」を説明します。</p>
<p>3 報告事項 第 1 号 農業委員会事務局職員の任免</p>	<p>(議長) 事務局</p>	

<p>について</p>	<p>議長</p>	<p>農業委員会等に関する法律第26条第3項、及び湯梨浜町農業委員会事務専決規程第4条の規定により、次のとおり湯梨浜町農業委員会事務局職員の任免を専決したので本委員会に報告するものです。</p> <p>新任事務局長 吉野和男、旧任事務局長 藤井貞宣、発令年月日はいずれも令和5年4月1日で職員の人事異動によるものです。報告事項第1号は以上です。</p> <p>本来であれば、報告事項は一連に報告していただきますが、ここで新任事務局長より一言あいさつをいただきます。</p> <p>(吉野事務局長 あいさつ 中略)</p>
<p>第2号 水田の畑地変換届について</p>	<p>吉野事務局長 (議長)</p> <p>事務局</p>	<p>それでは、報告事項第2号「水田の畑地変換届について」を報告してください。</p> <p>(資料は3-1頁)</p> <p>報告事項第2号「水田の畑地変換届について」を説明します。</p> <p>次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので報告するものです。</p> <p>番号1 届出人は、上浅津●●。土地の所在、大字上浅津——、地目は田、面積は166㎡。50cmの盛り土を行い普通畑へと変換するものです。頁をめくっていただき、3-1が航空写真による位置図です。報告事項第2号は以上です。</p>
<p>第3号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>続いて、報告事項第3号「農地転用現況確認状況について」を報告してください。</p> <p>会議書4頁、報告事項第3号「農地転用現況確認状況について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地転用現況確認願いが提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。</p> <p>(資料は4-1頁)</p> <p>番号1 転用者は、倉吉市●●。土地の表示、はわい長瀬——。地目は田。面積は1,299㎡のうち、968.46㎡であります。</p> <p>許可指令年月日及び番号は議案書記載のとおり、確認書交付年月日は令和5年3月13日で令和3年10月1日工事完了です。本冊頁をめくって頂き4-1が航空写真による位置図であります。赤色がこのたびの届け出のあった場所です。赤色に挟まれた部分があります。その場所は4条転用で元々の田んぼの持ち主が家を建てておられますので、実際は1,299㎡の全部が宅地転用されている状態です。4頁に戻っていただき。</p> <p>(資料は4-2頁)</p>

<p>第 4 号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>番号 2 転用者は、番号 1 と同じく倉吉市●●。土地の表示、大字水下一。地目は畑。面積は 355 m²であります。許可指令年月日及び番号は議案書記載のとおり、確認書交付年月日は令和 5 年 3 月 13 日で令和 3 年 4 月 1 日工事完了です。</p> <p>本冊頁をめくって頂き 4-2 が航空写真による位置図であります。報告事項第 3 号は以上です。次に、報告事項第 4 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」を報告してください。会議書 5 頁、報告事項 第 4 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」を説明します。次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は 5-1 頁)</p> <p>番号 1 届出人は、宇野●●。土地の所在、大字藤津一。面積及び地権者は議案書記載のとおりです。工事の所管課は鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課。工事名は橋津川ほか河川修繕工事（単県維持）で、転用目的は土砂の仮置きであります。転用期間は令和 5 年 3 月 13 日から 3 月 30 日までです。本冊頁をめくって頂き 5-1 が航空写真による位置図です。ご確認をお願いします。5 頁に戻って頂き、</p> <p>(資料は 5-2 頁)</p> <p>番号 2 届出人は、宇谷●●。土地の所在は、大字埴見一の 3 筆で、面積及び地権者は議案書記載のとおりであります。令和 5 年 3 月 20 日で一時転用事業が完了し、報告を受けたものがあります。本冊頁をめくって頂き 5-2 が航空写真による位置図です。ご確認をお願いします。報告事項第 4 号は以上です。</p>
<p>第 5 号 賃貸借の解約等の通知について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>次に、報告事項第 5 号「賃貸借の解約等の通知について」を報告してください。</p> <p>会議書 6 頁、報告事項第 5 号「賃貸借の解約等の通知について」を説明します。次のとおり、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 14 条の 3 の規定により、賃貸借の解約等の通知があったので報告するものです。</p> <p>番号 1 権限の種類、農地法。通知者、賃貸人は、鳥取市東町●●。賃貸人は、長野県上田市●●、相続人、●●。土地の表示、大字松崎一。地目は畑。面積 280 m²。合意の成立日は、令和 5 年 3 月 16 日。土地の引き渡し日は令和 5 年 4 月 15 日です。こちらは、国有農地を借り受けていた方が亡くなられたために、相続人が貸し付けの解約を行ったものであります。報告事項第 5 号は以上です。</p>

4 議事 議案第 1 号 農地利用最適化推進委員の辞 任同意について	議長	<p>以上で報告事項を終わります。報告事項でございますので、皆さんご了承をお願い致します。なお、報告事項第 1 号から第 5 号について、皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上発言をしてください。</p>
	山田委員	<p>報告事項第 4 号番号 1 の●●の件について、期間が終わり、きれいに土を取り、進入口も舗装し直してきれいにしてあります。</p>
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許 可申請について	議長	<p>山田委員からの補足説明でした。ほかにお尋ねがございましたらどうぞ。 無いようですので、報告事項は以上で終わります。</p>
	(議長)	<p>次に、日程 4 議事に移ります。議案第 1 号「農地利用最適化推進委員の辞任同意について」を議題と致します。説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>会議書 7 頁、議案第 1 号「農地利用最適化推進委員の辞任同意について」を説明します。次のとおり辞任願が提出されたので、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定による農地利用最適化推進委員の辞任について、本委員会の同意を求めるものです。辞任を求める農地利用最適化推進委員の氏名 井坂正昭。辞任願提出年月日は令和 5 年 3 月 29 日。辞任理由は、一身上の都合であります。説明は以上です。</p>
	議長	<p>これより質疑を受けます。質疑はございますか。 それでは、質疑は無しと認めます。これより採決を行います。 議案第 1 号「農地利用最適化推進委員の辞任同意について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願いします。 《全員挙手》 全員が挙手でございますので、議案第 1 号「農地利用最適化推進委員の辞任同意について」は、原案のとおり決定を致します。</p>
	(議長)	<p>次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>会議書 8 頁、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。 次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。 (資料は 8-1 頁) 番号 1 譲渡人は、旭●●。譲受人は、●●。土地の所在、大字野方——。地目は台帳・現況</p>

<p>議案第 3 号 非農地の現況証明について</p>	<p>議長</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>とも畑、利用状況 畑。面積は 1,371 m²。権利取得後の経営面積は 13 アールで、売買による所有権移転です。位置図は本冊頁をめくって頂き 8-1 であります。この案件は、譲受人がこの農地を借りて梨栽培をしていますが、下限面積要件がこの 4 月から廃止されましたので、申請が可能となったものであります。8 頁に戻っていただき、</p> <p>(資料は 8-2 頁と 8-3 頁)</p> <p>番号 2 譲渡人は、倉吉市●●。譲受人は、倉吉市●●。土地の所在は、議案書記載の 3 筆。地目は 3 筆とも台帳・現況とも田、利用状況 田。面積は 3 筆合計で 6,401 m²です。権利取得後の経営面積は 64 アールで、こちらは夫婦間の贈与による所有権移転です。位置図は本冊頁をめくって頂き 8-2 と 8-3 ですのでご確認ください。</p> <p>以上、2 件の申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>これより質疑を受けます。質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無しと認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手を認めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が賛成でございますので、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決致します。</p> <p>次に、議案第 3 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。説明をお願いします。</p> <p>会議書 10 頁、議案第 3 号「非農地の現況証明について」を説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 10-1～10-6 頁、資料 2)</p> <p>番号 1 申請人は、石脇●●。土地の所在は、議案書記載のとおり、大字石脇地内の 3 筆です。これら 3 筆は、谷あい位置し耕作条件が悪いため作付け・管理ができなくなり原野化したことによるものであります。頁をめくって頂き、10-2 頁がこの 3 筆の航空写真の位置図です。現地の写真、公図については、資料 2 をご覧ください。字——について、1 頁が現地の写真。2 頁が公</p>
---------------------------------	-------------------------------	---

		<p>図であります。字——の 2 筆については、3 頁が現地の写真、4 頁が公図です。</p> <p>番号 2 申請人は、上浅津●●。土地の所在、はわい長瀬——。地目は台帳 畑、現況 雑種地。面積は 771 m²。20 年以上前から耕作や管理ができなくなり、現在に至っているものであります。頁をめくって頂き、10-3 頁が航空写真の位置図です。現地の写真は、資料 2 の 5 頁。6 頁が公図であります。</p> <p>番号 3 申請人は、久留●●。土地の所在、はわい長瀬——。地目は台帳 畑、現況 雑種地。面積は 281 m²。20 年以上前から農地として利用しておらず、現在に至っているものであります。頁をめくって頂き、10-4 頁が航空写真の位置図です。現地の写真は、資料 2 の 7 頁。8 頁が公図であります。</p> <p>番号 4 申請人は、園●●。土地の所在、大字園——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 931 m²。20 年以上前から農地として利用しておらず、現在に至っているものであります。頁をめくって頂き、10-5 頁の中央部に示しているのが航空写真の位置図です。現地の写真は、資料 2 の 9 頁。公図は 13 頁に示しています。</p> <p>番号 5 申請人は、園●●。土地の所在、大字園——。地目は台帳 田、現況 原野。面積は 1,111 m²。20 年以上前から耕作や管理ができなくなり、現在に至っているものであります。頁をめくって頂き、10-5 頁の右側に示しているのが航空写真の位置図です。現地の写真は、資料 2 の 10 頁。公図は 13 頁に示しています。</p> <p>番号 6 申請人は、園●●。土地の所在、大字園——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 297 m²。20 年以上前から耕作や管理ができなくなり、現在に至っているものであります。頁をめくって頂き、10-6 頁の右下に示しているのが航空写真の位置図です。現地の写真は、資料 2 の 12 頁に隣接する他の筆と一体で示しており、公図は 13 頁であります。</p> <p>番号 7 申請人は、園●●。土地の所在、大字園——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 1,421 m²。20 年以上前から耕作や管理ができなくなり、現在に至っているものであります。頁をめくって頂き、10-6 頁の右上に示しているのが航空写真の位置図です。現地の写真は、資料 2 の 11 頁。13 頁が公図であります。</p> <p>番号 8 申請人は、園●●。土地の所在、大字園——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 364 m²。20 年以上前から耕作や管理ができなくなり、現在に至っているものであります。頁をめくって頂き 10-6 頁の右下に示しているのが航空写真の位置図です。現地の写真は、資料 2 の 12 頁に</p>
--	--	--

	<p>議長</p> <p>下田委員</p> <p>議長</p> <p>岡本推進委員</p> <p>議長</p> <p>山田委員</p> <p>議長</p> <p>下田委員</p>	<p>隣接する他の筆と一体で示しており、公図は 13 頁であります。</p> <p>番号 9 申請人は、園●●。土地の所在、大字園——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 226 m²。20 年以上前から耕作や管理ができなくなり、現在に至っているものであります。頁をめくって頂き、10-6 頁の右下に示しているのが航空写真の位置図です。現地の写真は、資料 2 の 12 頁に隣接する他の筆と一体で示しており、公図は 13 頁であります。</p> <p>番号 10 申請人は、園●●。土地の所在、大字園——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 140 m²。20 年以上前から耕作や管理ができなくなり、現在に至っているものであります。頁をめくって頂き、10-6 頁の右下に示しているのが航空写真の位置図です。現地の写真は、資料 2 の 12 頁に隣接する他の筆と一体で示しており、公図は 13 頁であります。説明は以上です。</p> <p>説明は終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。</p> <p>番号 1 の案件について、12 番の下田健一委員より報告をしてください。</p> <p>この 3 筆ですが、写真のとおりきれいに管理されていまして、これを非農地として認めるのかという意見がありました。本人は 95 歳という高齢であり、これからの管理はできませんし、他の耕作者も見つからないということで、本人は植林をしたいという意向があるとのことですので、非農地としては認めずに、4 条申請をしてもらうことを現地調査委員全員で確認をしました。以上です。</p> <p>次に、番号 2 の案件について、18 番の岡本章推進委員より報告をしてください。</p> <p>写真のとおり、20 年以上前から資材置き場として利用しており、農地として復元することは困難な状況ですので、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認をしました。以上です。</p> <p>次に、番号 3 の案件について、11 番の山田隆雄委員より報告をしてください。</p> <p>20 年以上前から農地として利用しておらず、現在に至るという申請です。元々小屋が建っており、その小屋をこぼして、今は駐車場として利用しており、真砂土で埋め立てがしてあります。これを畑に戻しても維持していくことは極めて困難な場所ですので、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認をしました。以上です。</p> <p>次に、番号 4 から 10 については、関連性がございますので、一括して現地確認の報告をしていただきます。12 番の下田健一委員より報告をしてください。</p> <p>番号 4 から 10 の 7 筆について説明します。写真のとおり全体が竹林でございます。将来的に</p>
--	---	--

		<p>は、竹林整備事業をされるようです。とりあえずは地権者がわかるところから随時申請をされるようです。現場を確認したところ、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認をしました。以上です。</p>
	議長	<p>以上で、現地調査委員による確認報告を終わります。これより一括して皆さんの質疑を受けます。質疑はございますか。</p>
	横川委員	<p>番号 2 の案件について、写真を見ると土建屋さんの資材が置いてあるような感じではありますが、そのように転用しているということはないでしょうか。</p>
	議長	<p>それでは事務局よりお願いします。</p>
	事務局	<p>ありません。台帳地目は畑です。20 年以上前から何も作付けもせずに放置している状況です。</p>
	議長	<p>10 年、15 年ならどうかと云えば、いけません。ただし、今は 20 年以上経っているので、この際、非農地にしようという申請です。</p>
	横川委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
	議長	<p>そのほかに質疑はございますか。番号 1 の案件について、質問はありませんか。</p>
	尾川委員	<p>番号 1 について、農地パトロールで回っていたところでは、B 判定をしていたのですが、ある日突然耕運してきれいな農地になっていた。農地として復元したのだと思っていた。非農地証明で木を植えることができるのだなと思った次第ですが、できるのでしょうか。</p>
	議長	<p>尾川委員の意見は、非農地としてはだめじゃないかというご意見ですね。植林をするのであれば、4 条申請をするべきだというご意見でよろしいか。下田委員と同じ意見ですね。</p>
	尾川委員	<p>そうです。</p>
	議長	<p>そのほかにご意見はございませんか。</p>
		<p>それでは質疑は出尽くしたようですので、これから採決をしたいと思います。それぞれテーマが違いますので、それぞれをお諮りしたいと思います。</p>
	議長	<p>まず、番号 1 の申請案件についてですが、非農地として認めるのではなくて、植林をしたいというご希望であれば、改めて 4 条申請をしていただくのが良いのではないかとこの現地調査委員からの報告でした。報告のとおりで進めることが良いと思われる委員の方は挙手をお願いします。</p>
		<p>《全員挙手》</p>
	議長	<p>全員の方が挙手であります。従いまして、番号 1 の案件については、非農地証明で認めるのは</p>

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について	議長	無理であり、4 条申請をしてもらうという結論をしましたので、そのように進めさせていただきます。
	議長	次に、申請番号 2 でございます。原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。従いまして、番号 2 は、非農地として認めることに決定します。
	議長	次に、番号 3 の案件であります。原案のとおり非農地として認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。従いまして、番号 3 の案件は、非農地として認めることに決定します。
	議長	申請番号 4 から 10 までは、関連がございますので一括して採決をしたいと思っております。4 番から 10 番の申請案件について、原案のとおり非農地として認めることに賛成の委員の方の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。従いまして、番号 4 から 10 までは、非農地として認めることに決定します。
	(議長) 事務局	続きまして、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明してください。 会議書 11 頁、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。 次のとおり、令和 5 年改正農業経営基盤強化促進法、附則第 5 条の農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、農用地利用集積計画が作成されたので、改正前の同法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 5 年 4 月 15 日です。 (資料は、11-1 から 11-3 頁) 頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は 借人 7 人、貸人 17 人。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 4 件で 5,725 m ² 、3 年以上 6 年未満が 12 件で 19,349 m ² 、6 年以上 10 年未満が 1 件で 1,621 m ² です。設定作物等面積は、水田としての利用が 18,445 m ² 、転作田としての利用が 4,662 m ² 、普通畑としての利用が 3,588 m ² 。利用権設定面積率は 0.214%であります。各筆明細は、頁をめくって頂き 11-2 と 11-3 ですのでご確認ください。

<p>議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について</p>	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>以上、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。質疑は無しと認め、これより採決を行います。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を認めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。従いまして、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり議決決定をいたします。</p> <p>次に、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題と致します。説明をしてください。</p> <p>会議書 12 頁、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、12-1 頁)</p> <p>次の頁 12-1 の農用地利用集積等促進計画案の各筆明細をご覧ください。これまでは、農地利用配分計画というものでありましたが、この令和 5 年 4 月 1 日からの法改正により、農用地利用集積等促進計画となり、ご覧いただいています様式がこれまでとは変更になっています。</p> <p>農地番号 1・2・3 とも現在中間管理機構に預けてありますが、農地の条件整備事業が完了し、宮内●●に配分を行うものです。権利を設定する農用地は記載の 3 筆で、合計面積が 7,640 ㎡、水稻栽培で 7 年 8 ヶ月の使用貸借であります。説明は以上です。</p> <p>それでは、これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。質疑は無しと認め、これより採決を行います。</p> <p>議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を認めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。従いまして、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」原案のとおり議決決定をいたします。</p>
---	--	---

<p>議案第 6 号 地籍調査事業に伴う地目の変更について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>次に、議案第 6 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を議題と致します。説明をしてください。</p> <p>会議書 13 頁、議案第 6 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を説明します。</p> <p>地籍調査事業に伴う地目の変更について照会のあった別紙土地について、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、13-1～13-4)</p> <p>頁をめくっていただき、13-2 をご覧ください。土地の所在、大字川上——。地籍調査前の地目は畑、面積は 77 m²。これを地籍調査後の地目を山林に変更するものです。なお、面積は変更ありません。頁をめくって頂き 13-3 が航空写真の位置図です。右側に見える集落が川上集落になります。頁をめくって頂き 13-4 が地籍調査後の図面であり、筆の形状は変わっています。説明は以上です。</p>
	<p>議長 土海委員</p> <p>議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。質疑はございますか。</p> <p>図面の番地ですが、この航空写真の赤丸印が——に見えてしまうので、該当地の——がわかるようにしてもらいたい。</p> <p>赤い線をわかるようにしてほしいということです。ほかにございますか。</p> <p>質疑はないようでございます。採決を行います。</p> <p>議案第 6 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を認めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。従いまして、議案第 6 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」は、原案のとおり議決決定をいたします。</p> <p>以上を持ちまして、議事を終結します。</p>
<p>5 その他</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>それでは、その他、5 月の定例総会について説明してください。</p> <p>○5 月定例総会の日程について</p> <p>5 月 10 日 (水) 午後 3 時 00 分開会</p> <p>午後 2 時 00 分から建議書の回答説明 (午後 1 時 50 分には集合)</p> <p>現地確認 担当：山下和子 委員、蔵本孝広 委員、中村 博 推進委員</p> <p>現地確認件数によっては、午前中の現地確認になる場合あり。正式には通知発送</p>

6 閉会	(議長)	<p>○農業委員、農地利用最適化推進委員の募集締切 4月24日(月)まで</p> <p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和5年度第1回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。ご苦労様でございました。</p> <p>(閉会 午後5時05分)</p> <p>会議の経過を記載して相違ないことを証明するため、ここに署名する。</p> <p>農業委員会会長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p>
------	------	---

--	--	--